平成２４年（フ）第５９号
大分県別府市大字鶴見2855番地の１
破産者　田中　憲子
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１号
奈良県大和郡山市北郡山町224番地　エクセルコート北郡山Ａ棟201号室
破産者　中井　壮史
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
新潟市秋葉区山谷町３丁目39番18号
破産者　桃沢　徳明
１　決定年月日　平成24年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６９６号
札幌市中央区南13条西10丁目２番６号　601号山口方
破産者　鎌田　範明
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９７号
札幌市中央区南13条西10丁目２番６号　601号山口方
破産者　勝見　直人
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
山形県東田川郡庄内町槇島字五里塚66番地１
破産者　佐藤　松子
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１２号
山形県酒田市駅東１丁目４番地の34、前住所山形県酒田市錦町１丁目４番地の13
破産者　京極　芳範
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１０号
茨城県北茨城市中郷町石岡110番地16　サンコーポラス中郷２棟401号
破産者　伊藤　政春
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１８９７号
埼玉県志木市上宗岡４丁目６番27―628号、前住所さいたま市岩槻区大字飯塚1323番地７
破産者　大沼　浩二
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３２号
静岡県賀茂郡東伊豆町白田1459番地の100
破産者　田中　一夫
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
さいたま市岩槻区城南３丁目２番71号　田中コーポ102、前住所さいたま市岩槻区加倉４丁目７番２号　ハイム加倉103号
破産者　古舘　　忠
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５２６号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ26―1001号
破産者　河合　君男
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０３４号
大阪市浪速区立葉１丁目３番３号　エクセル方
破産者　瀬藤　吉弘
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１０９号
大阪府吹田市岸部北５丁目27番35号、前住所大阪府吹田市千里山東４丁目６番32―305号
破産者　渡部　　均
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２６２号
兵庫県西宮市門前町５番３―101号、開始決定時の住所兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地　３棟1114号
破産者　笠原　　潔
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２８９号
大阪市東住吉区湯里２丁目３番14号　エクセレント夙川１階104号室、開始決定時の住所大阪市東住吉区湯里６丁目３番３―209号
破産者　山下　義位
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７５７号
大阪市平野区平野市町１丁目２番25号　ウィンディコート505、前住所大阪市平野区平野市町３丁目２番26号　ハイム平野Ｄ棟11号
破産者　津田　邦夫
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５４号
大阪市生野区巽東４丁目８番14号　シャーメゾンリベルテ303
破産者　稲本　有加
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部